

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 13 日

各 { 都道府県
指定都市
中 核 市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課

令和 8 年熊本地震に伴う災害の被災者に係る利用者負担の免除の取扱いについて

「令和 8 年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和 8 年 8 月 4 日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、障害福祉サービス等に係る利用料（利用者負担）の支払いが困難な者についての取扱いをお示ししたところです。

今般、当該取扱いに基づく利用料（利用者負担）の免除額については、令和 8 年度予算「被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置」において、各市町村への財政支援を行うことを予定しておりますが、詳細については後日お知らせいたします。

被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置

令和8年度予算額 5 百万円（一百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

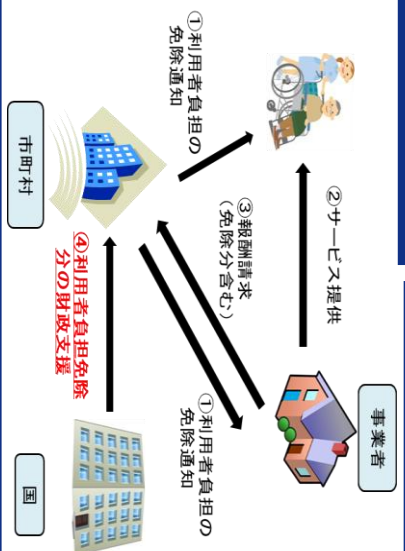
- 障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により利用者が負担することが困難であると認めた場合には、その負担を減免することができる。 ※障害者総合支援法第31条
- そして、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、特例として、特定非常災害級の災害の発生に起因して都道府県又は市町村が利用者負担の免除を行った場合は、国が利用者負担相当額について財政支援を行うこととなっている。
- これまで、当該財政支援は、災害発生都度、予算の流用もしくは補正予算により財源を確保して実施してきたが、近年、特定非常災害級の自然災害が頻発していることに鑑み、当初予算において利用者負担の免除措置に係る事業を創設する。

2 事業の概要

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・やむを得ない事由による措置費

3 事業スキーム



4 実施主体等

対象利用者：特定非常災害の指定を受けた自然災害に被災した地域における災害救助法適用地域の利用者

実施主体：上記の対象者に対して利用者負担免除を実施する市町村

補助率：国（10/10）